

## 芦屋市

### 平成31年4月1日付け採用 職員採用案内

募集種 ● 作業職

受付期間 平成31年2月1日(金) ~ 2月8日(金)  
(土・日を除く)

午前9時~午後5時30分  
(正午~午後0時45分を除く)

※郵送申込み, 2月8日(金)午後5時30分必着

1次試験 平成31年2月17日(日)

試験会場 芦屋市役所東館

求める職員像(“あしや”人材育成基本方針から)

芦屋のため, 市民のために

## 自ら考え行動する職員

受付場所(問い合わせ先)

芦屋市総務部人事課(本庁舎南館2階)  
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号  
阪神電車「芦屋駅」下車南すぐ

TEL 0797-38-2019

<http://www.city.ashiya.lg.jp/>

## 1 職種・採用予定人員・学歴・受験資格

職種	採用予定人員	学歴	受験資格
作業職	2人程度	高校卒	平成2年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校を卒業（平成31年3月までに卒業見込み）のかた。 ※大学、短期大学、高等専門学校若しくは専修学校専門課程（修了年限2年以上）を卒業（卒業見込み）のかたは受験できません。

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人は応募できません。
- (2) 採用時には通勤可能な地域に住居を定めてください。
- (3) 外国籍の人も、受験可能です。
- (4) 平成31年3月卒業見込みのかたが卒業できなかった場合は受験できません。

## 2 受験手続

申込書類	<p>ア 芦屋市職員採用試験受験申込書（本市所定の用紙に縦4.5cm横3.5cm上半身脱帽の写真（裏に氏名を記入）を貼付してください。）</p> <p>イ 受験票（アと同じ写真を貼付してください。）</p> <p>※受験に際しての提出書類は返却しません。</p>
郵送で申し込む場合	<p>◎ 上記申込書類に記入の上、封筒の表に「職員採用試験申込書」と朱書きし、下記へ郵送してください。</p> <p>◎ 受験申込受付後、受験票を郵送しますので、82円切手を貼付した返信用封筒に返送先住所を記入のうえ、同封してください。</p> <p>◎ <b>平成31年2月8日（金）午後5時30分必着</b>とします。</p> <p>（宛先）〒659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市総務部人事課</p>

## 3 試験日程・会場等

### 第1次試験

日時	会場	受験対象	内容
2月17日（日） 午前9時30分集合	芦屋市役所東館3階	作業職	筆記試験 体力テスト 面接等

<持参するもの> 受験票 筆記用具（HB鉛筆、消しゴム、ボールペン）  
運動着 運動靴（体育館シューズ） 昼食

### 第2次試験（予定）

職種	日時	会場	受験対象	内容
作業職	2月24日（日） 実施予定		試験合格者	別途通知します。

◎ 第2次試験の受験者は、最終学校卒業見込証明書（卒業証明書）、学業成績証明書を提出していただきます。

## 4 第1次試験科目

### 筆記試験

科目	形式	出題範囲	時間
教養	選択式	文章読解能力，数的能力，推理判断能力，人文・社会・自然に関する一般知識及び基礎英語	60分
事務適性		事務能力診断	50分

## 5 採用予定日

平成31年4月1日

## 6 採用後の待遇

基準月収			その他
作業職	(例) 20歳	185,610円	扶養手当, 住居手当, 通勤手当, 特殊勤務手当, 期末勤勉手当等を条例・規則に基づいて支給します。

- ◎ 基準月収とは、給料月額に地域手当を加算した額です。
- ◎ 採用までに給与制度が変更されることがあります。
- ◎ 既卒者については、卒業後の経歴により加算します。

## 7 試験結果の開示

この試験の結果については、開示請求をすることができます。

なお、電話・はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票・運転免許証等）を持参のうえ、必ず受験者本人が請求してください。

試験	請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次	不合格者	総合得点 及び順位	合格発表の日 から1か月間	総務部人事課
第2次	受験者			

## 8 その他

### ◎ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### ◎ 個人情報について

個人情報については、芦屋市個人情報保護条例により保護され、採用以外の目的で利用されることはありません。また、試験終了後は、一定期間経過後に溶解処理いたします。

## 9 第1次試験会場案内図

芦屋市役所東館3階（芦屋市精道町8番28号）

阪神電車「芦屋駅」下車 南へ徒歩1分

JR芦屋，阪急芦屋川から徒歩15分

